

産学官連携プロジェクト中間まとめに対応した施策の具体化状況

資料3 - 3

項目	中間まとめの記載事項	関係省庁の取組
共同研究・委託研究の促進 窓口の一本化	産学官連携に関し権限と責任を有する専門セクションを設けるなど体制整備【今年度から措置】	○国立大学における産業界等との連携・協力の窓口である共同研究センターを13年度までに61大学に設置しており、14年度には筑波大学に設置予定。国立大学等と産業界等との窓口となる事務組織として研究協力課・室等を46大学、8機関に設置しており、14年度には5大学に設置予定。 ○物質・材料研究機構、農業生物資源研究所等の独法では、特許等の移転等を専門に行う組織を設置。
	大学等における産学官連携窓口のワンストップ化、リエゾン機能の抜本的強化【引き続き措置】	○上欄の取組みを引き続き推進。 ○科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会において昨年12月に取りまとめた「国立大学法人(仮称)における産学官連携の在り方について」の中で、産学官連携の窓口の一本化、関係部署の有機的連携の必要性について指摘
	「目利き人材」、コーディネータなどを確保し、共同研究センターやTLOへ配置【来年度予算要求】	○14年度予算案において、各種専門知識を有する人材を大学の共同研究センターやTLO等のニーズに対応して派遣する事業(大学への知財管理アドバイザー派遣事業に1億円、産学官連携支援事業に9億円(13年度1次補正予算で1.6億円)等)を計上。
契約の柔軟性確保	研究者に明確な契約意識を醸成、また、秘密保持と研究成果公表の取扱いを契約時に明確に取決め【引き続き措置】	○総合科学技術会議から関係府省に対し、「研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについて」(13年12月25日総合科学技術会議決定)により、研究者の契約意識の醸成、契約による守秘義務等の明確化等について意見具申。 ○文部科学省から国公立大学、大学共同利用機関、独法、国研、特殊法人等の各研究機関に対し、同意見を送付。秘密保持と研究成果公表の取扱いを取り決めた契約書の参考例を現在検討中。 ○産業技術総合研究所においては、13年11月に研究成果物取扱規定を制定する等、研究成果公表の取扱い及び秘密保持に関する規定を整備。 ○農林水産省から所管の独法、国研等に対し、同意見を送付。
	契約に際しての権利帰属、特許実施権設定等に関する当事者の自主性を尊重するとの原則の下、フレキシブルな対応を確保【引き続き措置】	○総合科学技術会議から関係府省に対し、「研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについて」(13年12月25日総合科学技術会議決定)により研究成果の取扱いを含む契約内容は両当事者の協議に従い柔軟に対応することについて意見具申。 ○共同研究等の契約モデルを柔軟に運用するよう大学等に指導。複数の契約モデルの作成を検討。
	契約担当セクションに裁量権を与えフレキシブルで迅速な契約交渉を実現。窓口担当者の専門知識不足の場合は外部専門機関(TLO)へ委託【今年度から措置】	○柔軟かつ迅速な契約交渉が可能となるような多様な契約形態を各大学に提示予定。 ○14年2月現在で承認TLOが26機関に増加する等、TLOの整備促進に取り組んでいるところ。 ○科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会が昨年12月に取りまとめた「国立大学法人(仮称)における産学官連携の在り方について」の中で、国立大学の法人化に伴う経過措置として、リエゾン機能の一部を外部のTLO等に委託することが指摘されている。

項目	中間まとめの記載事項	関係省庁の取組
多様な共同研究・委託研究の推進	共同研究費相当額をマッチング研究費として大学に支給する事業を開始【来年度予算要求】	○14年度予算案において、マッチングファンドによる産学・産官共同研究の推進(科学技術振興調整費)に28億円、民間企業とTLOが連携して行う、大学の研究成果を活用した事業化可能性探索のための研究開発に対しての助成として大学発事業創出実用化研究開発事業(22.2億円)を計上。
	産学官が総結集し戦略的かつ包括的な研究開発プログラムを強力に推進するため効果的予算投入を図る。産業界主体で大学教員の参加を得るタイプの共同研究の導入等を図る。【来年度予算要求】	○14年度予算案において、民間法人等が主体となり大学等の研究者のポテンシャルも活用する技術開発制度「独創的革新技术開発研究提案公募制度」に53億円を計上(文部科学省)。 ○ORR2002の一環でIT分野で特に優先すべき研究開発領域で産学官連携を促進する「次世代モバイルインターネット端末の開発」などを実施(文部科学省)。 ○14年度予算案において、産学連携による共同研究等を促進するための競争的資金制度として「戦略的情報通信研究開発推進制度」(15億円の内数)を計上(総務省)。 ○14年度予算案において、行政ニーズへの的確な対応、地域の技術シーズの活用等による現場に密着した農林水産分野の試験研究を産学官連携により推進する「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」に新たに18億円を計上。 ○14年度予算案において、民間企業が結集し、大学や独法等のポテンシャルを活用して新事業創出につながる技術開発を行う「民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業」に5.6億円を計上。
地域におけるクラスター形成	各地域において産学官の人的ネットワークを形成。産学官連携による研究開発や技術開発の支援、企業の実用化技術開発支援、インキュベータ整備等によるベンチャー育成、コーディネータや各種アドバイザーなど人材養成・派遣の体制整備等【補正予算で措置、来年度予算要求】	○13年度1次補正予算において「産学官連携による地域科学技術振興を通じた地域経済再生のためのイノベーション・新産業の創出」に469億円を計上。 ○2次補正予算において地域の産学官共同研究拠点や起業家育成施設の整備等に254億円を計上。 ○14年度予算案においては、知的クラスター創成事業や産業クラスター計画の推進、地域の未利用資源を活用した新事業創出研究開発事業等地域科学技術振興共に、前年度比41%増の688億円を計上。
技術指導・技術移転の促進		
兼業ルールの明確化	企業コンサルティング等に従事する場合の勤務時間や兼業に関する基準の明確化を含めた規制緩和【今年度中に結論】	○国立大学教官の非役員兼業に関する基準の明確化(エクイティ取得等)を含めた規制緩和について年度内に結論を得るべく検討中。 ○公立大学についても兼業許可基準を明確にするよう各公立大学に対し要請。
技術移転のルール整備	特許等の知的財産について、大学等の機関管理への転換を推進【引き続き措置】	○総合科学技術会議から関係府省に対し、「研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについて」(13年12月25日総合科学技術会議決定)により、機関管理への転換を意見具申。 ○文部科学省においては、科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会が昨年12月に取りまとめた「国立大学法人(仮称)における産学官連携の在り方について」の中で、特許等の国立大学法人有を原則とする方向で検討すべき旨の指摘を受け、引き続き同委員会等において法人化後の特許等の機関管理の在り方について検討。 ○文部科学省所管の独法では、既に物質・材料研究機構が知財権の原則機関帰属を内容とする職務発明等規程を制定。その他の独法についても機関帰属等を内容とする職務発明規定の見直しを検討。 ○産業技術総合研究所においては、13年4月の独立行政法人化にあたり、職務発明取扱規程を制定し、知的財産権の機関帰属を規程。 ○農林水産省所管の全ての試験研究独法では、既に知的財産権の原則機関帰属を内容とする職務発明規程等を制定。

項目	中間まとめの記載事項	関係省庁の取組
	日本版バイ・ドール条項の適用を促進する。	○経済産業省及びNEDOにおいては、原則全ての委託契約に適用。 ○文部科学省においては科学技術振興調整費などに、総務省においてはTAO委託分に、環境省、警察庁においては直接委託分に適用。 ○農林水産省では、バイ・ドール条項を含めた契約の締結が可能となるよう「委託費の事務取扱いについて」(事務次官通達)を改正。
	各大学等において、研究用材料、試作品、リサーチツールなど有形の研究資産を含む知的財産の帰属・権利化・ロイヤリティ配分等に関し具体的ルールを策定し、取扱いの明確化を図る。このため、各大学等に通じる最小限度必要な共通の考え方について検討する。【今年度中に結論】	○総合科学技術会議から関係府省に対し、「研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについて」(13年12月25日総合科学技術会議決定)により、研究試料、研究材料、試作品等研究成果物の取扱いについてのルール化等を意見具申。 ○文部科学省では、国公立大学、大学共同利用機関、独法、国研、特殊法人等の各研究機関に対し、同意見を送付するとともに、14年1月より、「研究開発成果の取扱いに関する検討会」を設け、研究開発成果の研究開発の場での広い利用、産業界での商業的利用を促進するルール等を検討。 ○産業技術総合研究所においては、13年11月、「研究成果物等取扱規程」を設け、研究成果物の適正な取扱い及び管理のルールを明確化。 ○農林水産省では、所管の独法、国研等に対し、同意見を送付。13年6月から独法等と「研究成果・研究材料等の管理の在り方に関する検討連絡会」を設けて検討し、農林水産技術会議で報告(14年2月)。これを踏まえ、速やかに各研究機関において、研究成果物の取扱いのルールを明確化する予定。
	大学における本人発表の新規性喪失の例外化、論文をベースとした特許出願を容易化するための環境整備【今年度中に結論】	○新規性喪失の例外となるための特許庁長官の指定について、特許法第30条に規定する学術団体として個別の学会に加え、大学等の学校も指定を受けることを可能対象として明確化し、論文発表による新規性喪失の例外を認める制度措置を実施。文部科学省では、その旨を各大学に周知。 ○論文による特許出願については、経済産業省の「産業競争力と知的財産を考える研究会」等において検討中。
	新規性ある研究成果の論文発表に際し予め特許等の出願に努めるよう配慮	○産業技術総合研究所においては、論文発表前の特許出願をパテントポリシーとして明記。
	TLOの設置促進と積極的活用【引き続き実施】	○14年2月現在で承認TLOは26機関まで増加し、設置の促進を図っているところ。 ○経済産業省では、14年度政府予算案において、TLOに対し技術移転事業に必要な資金の一部を補助する大学等技術移転事業費補助事業(2.5億円)を計上。
	産学官の緊密な交流	○文部科学省では、産学連携の促進を各大学に慫慂。 ○国家公務員倫理審査会では、行為の趣旨・態様等を考慮し、実体に合った倫理法・倫理規程の運用を推進。
大学発ベンチャーの創出		
インキュベーションの充実	大学内外のインキュベーション機能を充実し、関連施設の整備を図る。【補正予算で措置、来年度予算要求】	○13年度補正予算において、産学官連携オープンスペースラボ(91億円。経済産業省)、起業家育成施設(31億円。経済産業省)、国立大学におけるインキュベーション施設(48億円。文部科学省)を整備。 ○14年度政府予算案において、起業家育成施設整備(74億円。経済産業省)、大学発ベンチャーに経営・財務面等での支援サービス(専門家の派遣)を提供する、大学発ベンチャー経営等支援事業(1.5億円。経済産業省)を計上。
	スタートアップ企業やインキュベーション機関に対し大学施設を無償又は廉価で貸与することを検討する。【今年度中に結論】	○大学発ベンチャー等の国立大学施設の使用について、年度内に結論を得るべく検討中。

項目	中間まとめの記載事項	関係省庁の取組
起業化人材の育成	学生、生徒、社会人に対する起業家教育の充実を図る。【引き続き措置】	○14年度政府予算案において、起業を含む知的財産に関する人材養成ユニット設置（科学技術振興調整費）のための予算を計上（19億円の内数）。 ○また、インターンシップの推進に7億円、産学連携でのプログラム開発・実施を行う、産学協同教育プログラムに0.1億円を計上（文部科学省）。 ○起業家育成講座の質・量を確保したモデルとなるカリキュラム・教材等の開発を実施する起業家育成プログラム導入促進事業（1.2億円。経済産業省）、及びポスドクや社会人等を、国内・欧米のベンチャー企業等の実務現場に派遣し、起業に必要な専門能力を習得させるためイノベーション人材養成事業（1億円。経済産業省）、産業人材の育成を図る産業技術人材育成インターンシップ推進支援事業（2.7億円。経済産業省）を計上。
資金の援助等	大学発ベンチャー起業促進のためスタートアップファンドや研究開発資金の支援充実。【引き続き措置】	○14年度政府予算案において戦略的産業技術実用化開発補助事業に62億円、大学発ベンチャー創出支援制度に18億円を計上。 ○投資事業有限責任組合法の制度を利用し、ベンチャー企業の資金調達支援を推進。
	エクイティを活用したロイヤリティ支払いの円滑化のため、商法上の現物出資制度（検査役調査制度）の改善を図る。【今年度中に結論】	○本通常国会提出予定の商法改正案において、現物出資制度における裁判所の検査役調査制度に関する規制を緩和。
教員のベンチャー企業参加の環境整備	研究成果活用型休職（ベンチャー休職）を促進する。【引き続き措置】	○国立大学共同研究センター長会議や国立大学共同研究センター専任教員会議など各種会議において研究成果活用型休職の周知徹底。（研究成果活用企業の役員兼業のための休職実績：1件（14年2月現在））
産学官の人材交流の活性化		
大学等の人材流動化の促進	任期制・公募制導入に関する基本的指針を策定。【今年度中に措置】 任期付教員の処遇改善を検討。	○13年12月25日の総合科学技術会議において「研究者の流動性向上に関する基本的指針」を策定し、関係府省へ意見具申。 ○「大学の教員等の任期に関する法律」の一部改正法案を本通常国会に提出すべく調整中。 ○文部科学省においては、上記指針を受け、関係機関に対して、「この方針を踏まえて、研究者の流動性の向上の推進について積極的な対応を図る」旨の通知（「総合科学技術会議」「研究者の流動性向上に関する基本的指針」（意見）について（通知）」（14年2月15日付））を発出。 ○農林水産省においては、所管の独法、国研等に対し、同意見を送付。
	ポスドクに他研究機関の経験をさせるシステムの導入を検討。【今年度から措置】	○日本学術振興会の特別研究員事業について、14年度募集要項において、特別研究員（PD）の審査方針として大学院在学当時の所属研究室（出身研究室）以外の研究室を選択する者を優先的に配慮する旨記載。 ○14年度政府予算案において、ポスドク等、産業技術に携わる人材を国立研究所等最先端の研究現場に派遣し、技術シーズを迅速に実用化できる能力を養成するための助成として、産業技術フェローシップ事業（24億円。経済産業省）を計上。
	教授及び助教授の他大学出身者比率の引き上げ【来年度以降検討】	○各大学において検討
	テニユア・トラック導入の検討【大学の法人化に関連し検討】	○文部科学省において、13年9月の「新しい「国立大学法人」像について（中間報告）」の取りまとめ後、教職員の人事制度を含め、13年度中に結論を得るべく検討中。
	研究職・教育職の退職金制度を改め、年俸制導入を検討【大学の法人化に関連し検討】	○文部科学省において、13年9月の「新しい「国立大学法人」像について（中間報告）」の取りまとめ後、教職員の給与制度を含め、13年度中に結論を得るべく検討中。

項目	中間まとめの記載事項	関係省庁の取組
大学改革		
国立大学の非公務員型法人をめざした検討	国立大学が時期を明示した上で非公務員型法人に移行することを目指し、早期に検討し結論【今年度中に措置】	○文部科学省において、13年9月の「新しい「国立大学法人」像について（中間報告）」の取りまとめ後、教職員の身分等人事制度を含め、13年度中に結論を得るべく検討中。
産学官連携の積極的評価	大学教員の業績評価において、企業との共同・受託研究、特許取得等産学官連携への取組みを積極的に評価する仕組みづくり【引き続き実施】	○「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（13年11月）を踏まえて、科学技術・学術審議会において文部科学省の評価指針の作成に向けて大学等の研究者の業績評価も含めて検討中。
私立大学での研究開発の推進	私立大学での研究開発促進のための助成強化。私立大学の基金（エンダウメント）の抜本的強化、民間からの委託研究費や寄附金に対する税の減免等【来年度予算要求、来年度税制改正要望】	○14年度税制改正において、公益法人等の収益事業に係る課税について、私立大学等が他者の委託に基づいて行う研究に係る一定の事業を請負業の範囲から除外することを決定（今後、政令改正等を行う予定）。 ○14年度政府予算案において産学連携研究推進事業（約18億円）（別途、研究費（約21億円））を計上、13年度第1次補正予算において私立大学産学連携研究基盤整備事業（6億円）を計上。
大学院学生の参画	産学官共同研究への博士課程学生の積極的参画【引き続き実施】	○博士課程学生の参画を促進させるため、企業との共同研究・受託研究に従事する非常勤職員（学生を含む）に対して、大学の判断により、能力に見合った給与を一定の範囲内で支給することができる制度を12年度発足。
	科学研究費補助金等で導入されている大学院学生への経済的支援の拡大検討【引き続き措置】	○競争的資金においては、研究遂行上必要な研究支援者として大学院生の雇用可能。引き続き周知を図る。
大学のマネジメントの強化	学内資源配分の重点化等による大学のガバナンス確立【直ちに措置】	○各大学においては、学内における競争的環境の創出に寄与すべく、既に学内予算配分の見直しに着手しており、効果的・重点的な予算執行が可能となっている。
組織運営の弾力化	若手研究者を活かすマネジメントを徹底するため、学校教育法における助教授等の職務規定の見直し【今年度から措置】	○来年度以降、中央教育審議会大学分科会において検討
	学部・学科の設置・改廃の規制緩和【今年度中に結論】。	○学科新設、改廃等の認可制見直しを含む大学設置認可の望ましいあり方について、中央教育審議会において審議中であり、14年度の答申を目途に引き続き検討中。
	学部を超えた境界領域の弾力的な研究組織の設置【来年度以降措置】	○来年度以降、検討。
競争原理の導入と多元的評価	間接経費の充実を図り、学長の裁量でこれを活用することにより大学全体の充実が可能となるよう、大学間競争を促進【引き続き実施】。	○13年度より間接経費を導入。14年度以降、競争的資金の拡充を通して引き続き拡充を図る。
	多元的評価の拡充とその結果を情報公開。学生からの授業評価の拡大とその結果の公開【引き続き実施】	○14年度にかけて大学評価・学位授与機構による第三者評価をテーマや対象分野・対象機関を絞って段階的に実施し、15年度から本格実施。 ○14年度政府予算案において、人材育成評価推進事業として工学教育プログラムに対する民間第三者による評価、認定（日本技術者教育認定機構（JABEE）において、大学の評価を行う認定制度を実施。）を行うとともに、大学の教育・研究活動の評価手法の開発（1.8億円。経済産業省）を計上。
産学官連携機運の醸成		

項目		中間まとめの記載事項	関係省庁の取組
		「産学官連携サミット」の定期的実施	○13年11月19日に東京にて、大学、産業界、国研等のトップが一堂に会する第1回産学官連携サミットを開催。 ○14年6月には、京都市にて産学官連携の実務者が一堂に会する産学官連携推進者会議を開催予定
		「地域産学官連携サミット」の実施	○13年10月20日の九州地域から近畿、北海道、中部、東北、中国、沖縄、四国を終え、今後関東を予定